○環境省令第二十八号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十一条第一項（同法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十五日

環境大臣　笹川　博義

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準） 第二条　法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ　（略） ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。 ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、	（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準） 第二条　法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ　（略） ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3)　ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。 ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、

この限りでない。

（削る）

㈠　（略）

㈡　犬及び猫以外の哺乳類に属する動物のケージ等は、次のとおりとすること。

(イ)　うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さをいう。以下同じ。）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養し、又は管理する場合にあっては、これらの個体の頭胴長のうち最も長いもの。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上及び高さが頭胴長の一・七倍以上とするとともに、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長

(ロ)～(ニ)　（略）

この限りでない。

㈠　犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

㈡　（略）

（新設）

(イ)～(ニ)　（略）

期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(ロ) ハムスターにあっては、ケージ等の規模は、床面積が七・五に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のハムスターを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのハムスターの頭数に二・五を乗じて得た値とを合算して得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の二倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。

(ハ) モルモットにあっては、ケージ等の規模は、床面積が六に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のモルモットを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのモルモットの頭数に二・二五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の一・五倍以上とするととも

に、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。

(ニ) その他哺乳類に属する動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(三) 哺乳類に属する動物（以下単に「哺乳類」という。）以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等

（新設）

(4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等

によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。哺乳類の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとすること（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。

⑸・⑹　（略）

ハ　（略）

二　（略）

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ　動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に哺乳類以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

ロ　哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を

によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。

⑸・⑹　（略）

ハ　（略）

二　（略）

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ　動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

ロ　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を

損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ　哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。次条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

ニ・ホ　（略）

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ～ホ　（略）

ヘ　動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれがある場合は、特別な事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。

ト・チ　（略）

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ　動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

⑴　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の

損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

ニ・ホ　（略）

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ～ホ　（略）

ヘ　動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ト・チ　（略）

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ　動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

⑴　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時

動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。）は、十二時間を超えてはならない。哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示を行う場合には、午前八時から午後十時までの間において行う（特別な事情がある場合を除く。）とともに、一日の哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示時間が、十二時間を超えないこと。

⑵　販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難なときは、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

⑴～⑼　（略）

⑽　販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸

刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。

⑵　販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

⑴～⑼　（略）

⑽　販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸

送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であって当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（以下「外部施設」という。）に輸送した場合にあっては、この限りでない。

(11) 販売業者及び貸出業者にあっては、販売又は貸出しに供する目的で犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合には、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を顧客に譲り渡した場合にあっては、この限りではない。

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ヘ　（略）

ト　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。

チ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出

送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

（新設）

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ヘ　（略）

ト　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

チ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出

し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行うときは、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

リ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。特に、犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、第六号チに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態

(4)　その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ　販売業者にあっては、哺乳類を販売する場合には、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった哺乳類を販売に供すること。

し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

リ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、ト に規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪が異常に伸びている状態

(4)　その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ　販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。

ハ・ニ　（略）

ホ　販売業者にあっては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、⑵から⑽までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

⑴～⑺　（略）

⑻　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に係るものに限る。）

⑼～⑿　（略）

⒀　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

⒁～⒃　（略）

⒄　当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に係るものに限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

⒅　（略）

ハ・ニ　（略）

ホ　販売業者にあっては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、⑵から⑽までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

⑴～⑺　（略）

⑻　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

⑼～⑿　（略）

⒀　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

⒁～⒃　（略）

⒄　当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

⒅　（略）

へ　（略）

ト　貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

(1)～(7)　（略）

(8)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

(9)・(10)　（略）

チ～ル　（略）

ヲ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び数（数にあっては、異種又は複数の哺乳類を同一のケージ等内で飼養し、又は保管する場合に限る。）を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ワ　幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとられるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

カ・ヨ　（略）

へ　（略）

ト　貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

(1)～(7)　（略）

(8)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(9)・(10)　（略）

チ～ル　（略）

ヲ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ワ　幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

カ・ヨ　（略）

タ　哺乳類を飼養し、又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

レ～ツ　（略）

ネ　販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、特別な事情があるときを除き、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ナ　貸出業者、展示業者及び訓練業者にあっては、動物に演芸をさせ、訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の動物の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある行為、心理的に過度の負担を与える行為又は過度に餌を減らす行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

ラ～ヰ　（略）

ノ　動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以

タ　犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

レ～ツ　（略）

ネ　販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ナ　展示業者及び訓練業者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

ラ～ヰ　（略）

ノ　動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以

下「顧客等」という。）と接触（食物を与える行為（動物への接近を伴わないものを除く。）及び器具を介するものを含む。次条第四号イ⑴を除き、以下同じ。）させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

⑴　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間（特定成猫にあっては、夜間のうち展示を行わない間。以下この⑴において同じ。）に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

⑵　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。顧客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が顧客等との接触を避けることができる場所を常時確保する（極めて短時間の接触である場合を除く。）とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について顧客等が理

下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

⑴　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

⑵　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

解したことを確認し、接触の前後においては、顧客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。

⑶　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、哺乳類を顧客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する顧客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

⑷　（略）

オ～ア　（略）

（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第三条　法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ　（略）

（新設）

⑶　（略）

オ～ア　（略）

（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第三条　法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ　（略）

ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)　（略）

(10)　ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一)　（略）

(二)　側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(三)・(四)　（略）

(五)　ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

（削る）

ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)　（略）

(10)　ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一)　（略）

(二)　側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。

(三)・(四)　（略）

(五)　ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(イ)　犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(イ)　（略）

(ⅰ)～(ⅲ)　（略）

(ⅳ)　運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。

(ロ)　犬及び猫以外の哺乳類のケージ等は、次のとおりとすること。

(ⅰ)　うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上及び高さが頭胴長の一・七倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(ⅱ)　ハムスターにあっては、ケージ等の規模は、床面積が七・五に頭胴長の二乗を乗じて得

(ロ)　（略）

(ⅰ)～(ⅲ)　（略）

(ⅳ)　運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模を有する分離型運動スペースを備えること。

（新設）

た値以上（複数のハムスターを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのハムスターの頭数に二・五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の二倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。

(iii) モルモットにあっては、ケージ等の規模は、床面積が六に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のモルモットを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのモルモットの頭数に二・二五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の一・五倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。

(iv) その他哺乳類のケージ等は、個々の動物が

自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(ハ) 哺乳類以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(11) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。哺乳類の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損

（新設）

(11) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網

がないものとすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとすること（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）。

⑿・⒀　（略）

ハ　（略）

二　（略）

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ　動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

ロ　哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ　哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ニ・ホ　（略）

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ　飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。

⑿・⒀　（略）

ハ　（略）

二　（略）

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ　動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

ロ　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ニ・ホ　（略）

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ　飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

⑴～⑷　（略）

⑸　動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれがある場合は、特別な事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。

⑹　（略）

ロ　（略）

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ　届出をして展示業を行う者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

⑴～⑹　（略）

⑴～⑷　（略）

⑸　動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

⑹　（略）

ロ　（略）

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ　届出をして展示業を行う者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

⑴～⑹　（略）

(7)　譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合にあっては、この限りでない。

(8)　譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、譲渡し又は貸出しに供する目的で犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合には、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を譲渡先に譲り渡した場合にあっては、この限りではない。

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ニ　（略）

ホ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。

ヘ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者

(7)　譲渡業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

（新設）

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ニ　（略）

ホ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

ヘ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者

にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行うときは、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

ト　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。特に、犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、第六号へに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　哺乳類を飼養し、又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態

(4)　その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ～ホ　（略）

ヘ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる

にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

ト　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、へに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪が異常に伸びている状態

(4)　その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ～ホ　（略）

ヘ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物

動物の組合せ及び数（数にあっては、異種又は複数の哺乳類を同一のケージ等内で飼養し、又は保管する場合に限る。）を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト・チ　（略）

リ　哺乳類を飼養し、又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

ヌ～ヲ　（略）

ワ　届出をして貸出業を行う者、届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、動物に演芸をさせ、訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の動物の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある行為、心理的に過度の負担を与える行為又は過度に餌を減らす行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

カ～レ　（略）

ソ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、動物を見物客等と接触させる場合には、次に掲

の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト・チ　（略）

リ　犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

ヌ～ヲ　（略）

ワ　届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

カ～レ　（略）

ソ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過

げる方法により行うこと。

⑴　動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。見物客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が見物客等との接触を避けることができる場所を常時確保する（極めて短時間の接触である場合を除く。）とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について見物客等が理解したことを確認し、接触の前後においては、見物客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。

⑵　哺乳類を見物客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する見物客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場

度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

（新設）

（新設）

合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

ツ　（略）

ネ　動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　譲渡業者にあっては、哺乳類の譲渡しを行う場合には、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった哺乳類を譲渡しに供するよう努めること。

(2)　（略）

(3)　譲渡業者にあっては、ロに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(一)～(三)　（略）

(四)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に係るものに限る。）

(五)～(七)　（略）

(八)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

(九)・(十)　（略）

(4)　届出をして貸出業を行う者にあっては、ハに掲げる情

ツ　（略）

ネ　動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　譲渡業者にあっては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。

(2)　（略）

(3)　譲渡業者にあっては、ロに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(一)～(三)　（略）

(四)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

(五)～(七)　（略）

(八)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(九)・(十)　（略）

(4)　届出をして貸出業を行う者にあっては、ハに掲げる情

報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。 ㈠～㈣　（略） ㈤　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。） ㈥　（略） ナ～ヰ　（略）	報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。 ㈠～㈣　（略） ㈤　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。） ㈥　（略） ナ～ヰ　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律（次条において「法」という。）第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(3)㈡の規定は適用しない。

第三条　この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ(10)(五)(ロ)の規定は適用しない。